

パブリック・コメント手続（意見募集）

旅館業条例の見直しについて

意見募集期間

平成30年（2018年）

3月13日（火）～4月3日（火）

お問い合わせ先：健康部保健所生活衛生課
電話 046-824-9861（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続にあたって

「旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）」、「旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 20 号）」、「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 30 年政令第 21 号）」及び「旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 9 号）」の施行並びに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第 1 次、第 2 次）による旅館業条例の一部改正から 5 年以内の見直し規定に基づき検討した結果、本市の旅館業条例の改正を次のとおり検討しています。

つきましては、この改正の内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

なお、住宅宿泊事業法で規定している住宅宿泊事業（いわゆる民泊）に関する意見募集ではありません。

《改正条例》

旅館業条例

【目 次】

- ◆ 旅館業条例の改正の内容について 2
- ◆ 意見の提出方法 3

◆旅館業条例の改正の内容について

1 条例名

旅館業条例

2 改正概要

- (1) ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることから、ホテル営業の施設の構造設備の基準を廃止し、旅館営業の施設の構造設備の基準を旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準とすること。
 - ア 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
 - イ 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡し及び出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。
- (2) 旅館・ホテル営業の施設に係る玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準が設けられたことから、簡易宿所営業の施設についても玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準を以下のとおりとすること。
 - ア 原則として貯湯槽の温度は60度以上に保てる設備を設けること。
 - イ 打たせ湯だけではなく飛沫等を発生させながら湯水を供給する形態の浴槽についても、循環している浴槽水を用いないこと。
 - ウ レジオネラ属菌繁殖リスクの高い浴槽からあふれた水の再利用を認めないこと。
- (3) レジオネラ属菌による事故を防止するため、打たせ湯や貯湯槽の構造設備基準を以下のとおりとすること。
 - ア 原則として貯湯槽の温度は60度以上に保てる設備を設けること。
 - イ 打たせ湯だけではなく飛沫等を発生させながら湯水を供給する形態の浴槽についても、循環している浴槽水を用いないこと。
 - ウ レジオネラ属菌繁殖リスクの高い浴槽からあふれた水の再利用を認めないこと。

3 施行日

平成30年6月15日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 平成30年(2018年)3月13日(火)から4月3日(火)まで

2 あて先 健康部保健所生活衛生課環境衛生係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・健康部保健所生活衛生課(ウェルシティ市民プラザ3階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-0046

横須賀市西逸見町1-38-11

ウェルシティ市民プラザ3階 横須賀市保健所生活衛生課

(3) ファクシミリ

046-824-2192

(4) 電子メール

hls-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。